

論文要約

現代中国学校給食制度に関する研究

—その法制と実態の分析を中心に—

張 磊

広島大学大学院教育学研究科

I 論文題目

現代中国学校給食制度に関する研究 ―その法制と実態の分析を中心に―

II 論文構成

序章 研究の目的と方法

第一節 研究の目的

第二節 先行研究の検討

- 1 中国国内における研究
 - (1) 都市部を対象とした研究
 - (2) 農村部を対象とした研究
- 2 日本国内における研究
- 3 先行研究の課題と本研究の視点

第三節 論文構成と課題設定

第一章 中国における学校給食制度の胎動 ―1980年代の萌芽的状况―

第一節 健康権の概念と教育を受ける権利 ―「アルマ・アタ宣言」を中心に―

- 1 国際社会における健康権の概念と構想
 - (1) 「国際連合憲章」における基本的人権
 - (2) 「世界保健機関憲章」における健康権
 - (3) 「世界人権宣言」における健康権
 - (4) 「国際人権規約」における健康権
- 2 「アルマ・アタ宣言」における健康権
- 3 中国の憲法と健康権

第二節 中国における児童生徒の栄養をめぐる社会的背景

第三節 中国学生栄養促進会の成立

- 1 中国学生栄養促進会の成立経緯
- 2 「児童生徒保護プログラム」の制定経緯と規定内容

小括

第二章 学校給食制度の創設に向けた各種法令の整備

―1990年代関係法令の分析を中心に―

第一節 健康権に基づく学校給食の理念と構想

- 1 「2000年予防保健戦略目標」の制定経緯と規定内容
- 2 健康権を保障するための学校給食の理念の確立

第二節 各種法令の具体的整備状況

- 1 1993年の「九十年代中国食物構造改革と発展綱要」と児童生徒の栄養改善の提唱
- 2 1996年の「国家大豆行動計画」と農村部児童生徒の栄養改善
- 3 1996年の「学校食堂の衛生監督規則」と学校給食概念の確立
- 4 1997年の「中国栄養改善行動計画」と学校給食の導入
- 5 1999年の「学校給食加工業者の衛生規則と標準」と学校給食制度の策定
- 6 上述各種関係法令の特徴

小括

第三章 都市部における学校給食の法制と実態

－2001年「学校給食の推進に関する指導意見」とその運用－

第一節 都市部における学校給食に関する法制

- 1 「指導意見」の制定経緯
- 2 「指導意見」の規定内容
- 3 「指導意見」の意義と課題

第二節 都市部地方政府による学校給食制度の運用実態－事例調査による分析を通して－

- 1 大都市における学校給食の実態－北京市を事例に－
 - (1) 北京市の学校給食の現状
 - (2) A校（小中一貫校）学校給食の実態
 - (3) B校（小中一貫校）学校給食の実態
- 2 地方都市における学校給食の実態－南昌市を事例に－
 - (1) 南昌市の学校給食の現状
 - (2) C小学校学校給食の実態

小括

第四章 農村部における学校給食の法制と実態

－2011年「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画」とその運用－

第一節 農村部における学校給食に関する法制

- 1 「栄養計画」の制定経緯
- 2 「栄養計画」の規定内容
- 3 「栄養計画」の意義と課題

第二節 農村部地方政府による学校給食制度の運用実態－事例調査による分析を通して－

- 1 全国農村部における学校給食現状の概観
 - (1) 学校給食の実施状況
 - (2) 学校給食の実施経費
 - (3) 学校給食の実施方式

- (4) 学校給食の衛生・栄養管理
- (5) 学校給食の実施監査システム
- 2 農村部の国試行区における学校給食の実態 —江西省楽安県を事例に—
 - (1) 江西省の学校給食の現状
 - (2) 江西省楽安県の学校給食の現状
 - (3) A 小学校学校給食の実態
 - (4) A 中学校学校給食の実態
 - (5) B 小学校学校給食の実態
 - (6) B 中学校学校給食の実態
- 3 農村部の地方試行区における学校給食の実態 —遼寧省西豊県を事例に—
 - (1) 遼寧省の学校給食の現状
 - (2) 遼寧省西豊県の学校給食の現状
 - (3) C 中学校学校給食の実態

小括

終章 現代中国における学校給食制度の特質と意義と課題

- 1 特質及び意義
- 2 課題

主要参考文献

付録資料

- 資料一 1990年「児童生徒保護プログラム」日本語訳
- 資料二 2001年「学校給食の推進に関する指導意見」日本語訳
- 資料三 2011年「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画」日本語訳
- 資料四 2015年「第3回中国学生栄養改善と学校給食交流会」招待状

III 論文の要約

序章 研究の目的・方法及び先行研究の検討

第一節 研究の目的・方法

本研究は、中国における学校給食制度の発展過程を辿りながら同国の学校給食に関する法制度を整理・検討した上で、地域レベルにおける学校給食の現状把握を通して中国学校給食制度の特質と意義及び課題を明らかにすることを目的としている。

周知のように、中国は1978年に改革開放経済政策を導入した。この経済政策により、中国の経済は急速に発展し、様々な領域に大きな変化が生じた。都市部を中心に富裕層が多く出現するようになった一方で、都市部と農村部における経済発展の格差は拡大した。この経済発展の格差は、国民、特に児童生徒の栄養・健康の状態、さらに教育状況にも色濃く影響を与えた。都市部においては、偏った栄養摂取等児童生徒の食生活の乱れや肥満傾向等が年々増加している。その一方で、農村部においては、特に貧困地区の子供たちが一日三食を取ることもできず、十分な栄養を摂取できないという深刻な問題が広範囲にわたって存在している。これらは、当該地域経済の実状によって引き起こされており、児童生徒の栄養状況や教育状況の均衡的な発展に大きな制約を与える要因ともなっている。

こうした状況の中、中国では、児童生徒の食事を改善し、栄養バランスを整えるための手段として、1980年代より、小・中学校における学校給食の提供が一部の地域で実施されはじめる。しかし、この時期の学校給食は、まだ国レベルの政策によるものではなく、それぞれの地域の状況に応じて独自に実施されている状態に留まっていた。その後、児童生徒の健康状況の改善に向けた各種関連法令の制定が漸次実施され、児童生徒の栄養状況は一部改善されたものの、全国的にみた場合、学校給食の実施率は極めて低く、特に、農村部の学校給食の実施状況は皆無であった。

そのため、かかる現状を打開する方策の一つとして、中国政府は、先ず学校給食の実施条件が整っていた都市部から学校給食の実施を漸次すすめ、それがある程度進展した後に残りの都市部に対して学校給食を独自に実施させる施策を展開した。そして、このような都市部での施策展開後、第二段階として貧困状況が劣悪な農村部を対象に中央政府主導の試行区を設け実験的に学校給食を普及させ、都市部及び農村部の双方で学校給食の実施率を漸次上げていき、最終的に全国遍く学校給食を普及させようとする独特な学校給食制度を運用・展開してきている。しかしながら、このような中国の学校給食制度の実施・展開に際しては、未だ多くの課題が内包されたままである。そこで、本研究では、かかる中国の学校給食制度が具体的にどのようなプロセスを経て成立してきているのかを丁寧に追跡しながら、その法制と実態を詳細に分析して、前述の研究目的に接近してゆきたい。

第二節 先行研究の検討

中国では、1980年代から学校給食の提供が実施され始めるが、最初のうちは新規事業として各地域で自発的に行われた例が散見される程度であった。そのため、学校給食に関する事柄は社会から重要視されてはおらず、学校給食に関する研究はほとんどされていなかった。そこで、本節ではまず中国における学校給食に関する研究が本格的に行われるようになった2000年代以降の日中の研究者による研究蓄積を整理する。

学校給食についての研究は、①中国国内における研究、②日本国内における研究に大別される。以下、それぞれについて検討していく。

1 中国国内における研究

(1) 都市部を対象とした研究

まず、研究については、中国で刊行された都市部の学校給食に関するいくつかの論文があり、その中でも特に注目されるのは、次のようなものである。

①楊春明「学校給食—一つの重要な事業」（「学生营养餐—一项伟大的事业」2000年）では、学校給食の実施を国家と民族の強盛という長期的視点から捉えつつ、中国学校給食の導入に関する法令を整理し、学校給食献立の特徴や課題を分析している。この論文は、学校給食の初期発展段階の関連法制の整理を行っている点で注目される。しかし、学校給食の導入に関する法令の制定の経緯と概要については十分に言及されておらず、また、学校給食の実施上の問題点や特質・意義にも触れていない。

②蔣建平「学校給食 強国への道—海外の学校給食の現状と経験に着目して（下篇）」（「学生营养餐 强国之路—国外学生营养餐现状与经验（下篇）」2004年）では、学校給食の発展段階を、(1)世論の提唱と自発的な取組、(2)民間の普及とモデル事業の拡大、(3)政府主導による推進拡大の3つの段階に分けて概観した上で、首都北京・長春市（吉林省の省都）・中小都市である平湖市（浙江省）の3つの異なる地域の事例分析を通して、中国学校給食制度の実態を展望している。この論文は、学校給食の発展段階を俯瞰的に把握する上では参考になる。しかし、本論文では、共産党を中心とした政策立案・実施の正当性や無謬性を強調するとらえ方に偏重しており、順調に実施されている事例のみの紹介に留まっている。そのため、中国における学校給食制度の課題等が十分に明らかにされているとは言い難い。

③楊銘鐸・華慶「中国における学校給食の現状と今後の展望に関する考察」（「中国学生营养餐现状分析及对未来发展思考」2004年）では、学校給食の現状と発展動向を理論的に検討したものである。具体的には、学校給食の現状を、技術・市場・学校給食を提供する企業管理・関連法規の側面から分析し、今後の学校給食の発展動向を、資質能力の向上・生産技術・市場展望・学校給食を提供する企業の発展戦略の視点から検討している。この論文は、当時の学校給食事情の把握にはある程度参考になるが、学校給食に関する歴史背景については言及されていない。

④于若木・胡承康「国民の素質に関する事業の向上—我が国の学校給食における20年の

歴史の振り返りから」(「做好做大引领国人素质的事业-我国学生营养餐 20 年历程回顾」2005 年)では、学校給食に関連する法令を年代順に整理し、学校給食の事業を充実するため、実施方式や実施上の問題を記述している。また、学校給食事業の発展について、政府・学校・学校給食を委託する民間業者の協力が必要であると論及している。学校給食実施の状況については参考になるが、学校給食の運営・管理に関する側面について詳細な検討を加えていない。

⑤付俊杰・翟鳳英「学校給食の現状と発展に関する動向」(「学生营养餐现状与发展趋势」2005 年)では、学校給食の定義と意義を明確にした上で、その重要性を強調するために、学校給食の成功例として知られるアメリカ、日本の学校給食の歴史背景と実施状況を紹介している。また、中国の学校給食の発展過程の整理を通じて、その特質、現状、課題を述べたものである。当時の学校給食の実態と改善策を把握する上では大変参考になる論文ではあるが、学校給食の法的分析について本格的に論じているわけではない。

⑥蒋建平「国内外における学校給食の推進に関する振り返りと展望」(「国内外学生营养餐推广的回顾与展望」2006 年)では、中国学校給食の発展を促進する観点から、中国の学校給食の状況を紹介しつつ、学校給食の成功例として知られる日本、アメリカ、メキシコ、スウェーデン等の国の学校給食を、歴史背景、実施方式、関連方策、法律、食安全等の諸側面から整理し、今後学校給食の課題とあり方を分析した論文である。学校給食の各国事情の把握には大いに参考になるものの、本論文の意図する研究とは異なる論文である。

(2) 農村部を対象とした研究

次に、中国農村部の学校給食に関する研究としては、次のようなものが散見される。

①廖曦「我が国における義務教育段階学校給食問題に関する研究」(「我国农村义务教育学生营养餐问题研究」修士論文、華中師範大学、2013 年)は、次のような三章構成で農村部における学校給食問題および改善策を明らかにしている。

第一章 学校給食の概念 (营养餐的概念)

第二章 学校給食の実施状況及び問題 (营养餐实施现状及其存在的问题)

第三章 我が国における学校給食の改善に関する対策と建議 (完善我国营养餐的对策及建议)

この論文は、論文名と各章のタイトルが示すとおり、中国農村部における学校給食の問題点を指摘したものであり、主に学校給食を実施する上での問題点を考察検討している。学校給食の実施状況と問題点を把握する上ではある程度参考になる。しかし、学校給食を巡る法制や背景については言及されていない。

②聶碧芳「農村部における学校給食の安全管理に関する一考察」(「试论对加强农村学生“营养餐”安全监管的若干思考」2013 年)は、学校給食を実施している江西省の中学校四校及び小学校一校に対する実地調査を通して、現在の農村部における学校給食の安全管理体制を検討したものである。しかし、学校給食の安全を確保するための運営・実施及び管

理の体制や財政面に関する検討は行われていない。

③任燕「現在の農村部における学校給食実施方式に関する研究」（「当前农村学生营养餐供餐模式研究」修士論文、華中師範大学、2014年）は、次のような七章構成で学校給食の実施方式を明らかにしようとしている。

第一章 序章（導論）

第二章 農村義務教育段階学校給食の実施の歴史的背景と現状（农村义务教育阶段学生营养餐政策实行的背景与现状）

第三章 学校食堂運営方式に関する分析（学校食堂供餐模式分析）

第四章 企業委託加工方式に関する分析（企业（单位）供餐模式分析）

第五章 民間家庭委託方式に関する分析（家庭（个人）托餐模式分析）

第六章 三種類の学校給食実施方式の啓発と課題（三种供餐模式的启示与完善建议）

第七章 結論（结语）

この論文は、論文名と各章のタイトルが示すとおり、農村部の学校給食の導入に関する歴史背景を整理し、中国農村部における学校給食の実施方式を整理・分析したものである。しかし、実施方式の紹介のみに留まっているため、農村部における学校給食制度の実態が十分に明らかにされているとは言い難い。

④彭珩・代娜「我が国における学校給食の現状について」（「浅谈我国中小学生营养餐现状」2014年）では、中国の農村部における学校給食の定義や発展の特徴を整理し、学校給食の実施が児童生徒へ及ぼす影響という観点から、学校給食の実施上の問題点および改善策を概観したものである。学校給食の現状を把握する上ではある程度役に立つが、農村部の学校給食制度の現状と問題を整理・分析し、その課題を明らかにしようとする視点を有していない。

2 日本国内における研究

次に、日本における中国学校給食に関する研究を見ると、ほとんど本格的な研究は行われておらず、以下の論稿が挙げられるのみである。

①菊地 弘美・坂西 裕介「中国における学校給食の現状」（2005年）では、「第3回国際スクールミルク会議」（2005年4月11日～14日）と「第1回中国学生栄養給食フォーラム」（2005年7月16日～17日）という中国で開催された学校給食に関する2つの会議への出席から得られた情報を基に、中国の学校給食の発展過程・運営方式・現状の問題点などを紹介している。

②乾 陽子「魯北モンゴル族実験小学校における学校給食の実態」（2007年）では、魯北モンゴル族実験小学校を例とした学校給食実施状況を紹介するとともに、中国の学校給食を展望している。

しかし、これらの研究は、特定地域の事例を紹介しているに過ぎず、中国の学校給食に関する基礎的な情報を得る上では一定程度有意義であるものの、本研究で意図しているよ

うな中国学校給食制度自体の特質や意義さらには課題については論究されていない。

以上のように、これらの先行研究は、総じて中国の学校給食の成立過程および現状の特定側面を把握する上では一定程度参考になるものの、国内外の背景状況を考慮しつつ歴史的、体系的に考察した研究に欠けており、その法制と実態の両面から総合的に分析した本格的な研究は管見の限り見当たらない。

第一章 中国における学校給食制度の胎動 —1980年代の萌芽的状况—

本章では、1980年代の中国学校給食制度の胎動時期において、国際的及び国内的な背景のもとで同制度の成立に向けてどのような動きがあったのか、その具体像を明らかにし、内包する意義と課題を検討した。

第二次世界大戦後、社会変動に伴って思想や価値観が転換しつつ、基本的人権や人間の尊厳・価値などが再認識された。1945年に国際連合は、「人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重する」ように助長奨励する趣旨を明らかにした「国際連合憲章」を制定した。その後、1948年の「世界保健機関憲章」では健康とは「単に疾病や虚弱が存在しないということではなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態である」ことと定義された。また、1948年の「世界人権宣言」では、「すべての人は、衣食住、医療および必要な社会的施設等により、自己および家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利を有する」ことが明示され、「健康権」が明確に位置づけられた。さらに、1966年には「全ての者が到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有すること」が定められ、世界で初めて「健康権」が独立した人権として、法的に効力のある明示された「国際人権規約」が採択された。

以上のように、健康権に関する議論は国際社会においてはすでに20世紀中盤頃からなされてきたが、これらの健康権に関する論議はすべての国を対象としていたにも関わらず、実際には先進国と発展途上国との間には大きな落差があった。そのため、1978年にWHOとユニセフは、健康を基本的人権の一つとする考えに基づき、「2000年までにすべての人に健康を」をスローガンに、発展途上国を中心にその実現を図る戦略として「アルマ・アタ宣言」を採択した。「アルマ・アタ宣言」は、WHO憲章と「国際人権規約」の「社会権規約」に示した「健康権」の基本概念を強く再認識しており、発展途上の各国は国民の健康に責任を負い、自国の状況に応じた「適切な保健及び社会政策の保障」を行うことが必要であるとしていた。また、この目標を達成するためのプライマリ・ヘルス・ケアについては、「2000年までにすべての人に健康を」の戦略目標が「実践的、科学的、社会的に受け入れられる方法と技術に基づいた必要不可欠な健康管理（ヘルスケア）」と定義され、「十分な住民参加のもとに、地域に居住する個人および家族があまねく利用でき、地域および国家がその発達段階に応じて負担可能な費用で維持され、自立と自己決定の精神に則っている」と記されている。そして、具体的な活動項目として①健康教育、②安全な水供給

と基本的な衛生、③食糧供給と栄養、④母子保健と家族計画、⑤予防接種拡大計画、⑥地域で蔓延している感染症の予防と対策、⑦簡単な病気やケガの適切な治療、⑧基本医薬品の供給の8つが示されていた。

こうした「アルマ・アタ宣言」は、プライマリ・ヘルス・ケアを通じてすべての人に健康を保障しようとする国際宣言として、世界の各国に大きな影響を与えた。WHO加盟国となった中国においても、「アルマ・アタ宣言」後、「2000年までにすべての人に健康を」という目標を実現するため、中国国内の健康権を保障する措置として「2000年予防保健戦略目標」を制定するための準備等を講じたのであった。

前述のように、中国では、1978年以降の改革開放政策によって、都市部の生活水準を向上させるとともに、児童生徒の栄養状況も改善できるようになった。しかしながら、都市部では、偏った栄養摂取など、児童生徒の食生活の乱れや肥満傾向等が年々増加し、新たな栄養問題が発生することになった。このような状況の主な原因は、栄養に関する知識や意識の不足であると考えられる。その一方で、特に経済発展が遅れた地区の児童生徒には栄養不良などの問題が多く存在し、栄養状況は劣悪な状況のままであった。こうした状況の中、1980年代より、児童生徒の食事を改善し、栄養バランスを整えるための手段として、都市部の一部の地域では、小中学校における学校給食の提供が自発的に実施された。具体的には、北京、上海、浙江、遼寧、江蘇、吉林、黒竜江など、30余りの省や直轄市でそれぞれ学校給食のテスト校が設けられた。このように、児童生徒の栄養状況はより広く社会から関心を集めた。しかし、この時点では経済が遅れていた農村部では未だに学校給食を実施できない状況にあった。こうした状況を踏まえ、都市部だけではなく農村部も含む児童生徒の栄養状況を重視するよう、中国の栄養学者を始めとした呼びかけ活動が行われるようになった。

このような健康権を保障しようとする国際的な動向や中国国内の動向を受け、中国での学校給食の提唱者であり、著名な栄養学者である于若木は、児童生徒の健康を保障するため、1989年に衛生部や国家教育委員会などの協力の下、衛生部の第59号文件で「中国学生栄養促進会」（以下、「促進会」）を創設した。さらに、この「促進会」は「アルマ・アタ宣言」を踏まえて「児童生徒保護プログラム（护苗系统工程）」を作成した。この児童生徒プログラムは1991年から2000年の間に、①栄養と飲食・衛生教育、②児童生徒栄養調査と監査、③学校給食の実践、④伝染病の予防、⑤健康に良い衛生環境を整える、という5つの施策を実施することを計画していた。ここで注目されるのは、この5つの施策と「アルマ・アタ宣言」に示されている個別の具体的活動項目との類似性が指摘できることである。すなわち、「児童生徒保護プログラム」は国際的に認められている「健康権」を保障するための中国国内措置の一つとして推進されていった様子が看取され、まさにこの時期は中国の学校給食制度の胎動期といえよう。

第二章 学校給食制度の創設に向けた各種法令の整備

－1990年代関係法令の分析を中心に－

前章で記述したように、児童生徒の健康を保障するために、1990年に「促進会」は「児童生徒保護プログラム」を策定した。しかし、この「児童生徒保護プログラム」は政府のもとに成立した「促進会」が制定したものではありません、児童生徒の栄養と健康を保障していく上で一定の貢献をなしたものの、全国を対象とした本格的な政策ではなかったため、その推進と実践には限界があった。このような状況を転換させたのは、「2000年予防保健戦略目標」の制定である。

具体的には、1978年に制定した「アルマ・アタ宣言」後、中国政府はより広い範囲で国民、児童生徒の保障を推進するために、1987年、国務院は衛生部の衛生防疫司に対して中国における2000年予防保健戦略目標を制定する提案を許可し、世界銀行の支援項目に入れられる一つの課題として、国際宣言の実現に向けた国内措置の「2000年予防保健戦略目標」を制定することが決められた。その後1988年には、当時の中国の社会経済・科学技術・文化と教育・衛生保健事業などの発展水準に基づき、衛生部衛生防疫司、衛生監督司、海外融資係、衛生部衛生統計情報センターを始め、中国予防医学科学院、上海市衛生局、上海医科大学、北京医科大学等10以上の関係部門や各領域における200人以上の専門家を集めた専門家グループを立ち上げ、約3年間を経て、ようやく1990年11月に「2000年予防保健戦略目標」を完成させたのである。この「2000年予防保健戦略目標」は、WHOとユニセフの主催で開催された第1回プライマリ・ヘルス・ケアに関する国際会議で採択された「アルマ・アタ宣言」を踏まえて作成された中国におけるアクションプランであり、法的拘束力を伴うものである。さらに、1991年に「児童生徒保護プログラム」は、衛生部と教育部による「2000年予防保健戦略目標」に追加して組み込まれ、政府の各行政部門によって遂行されることが定められ、政府による学校給食への明確な関与をあらわすものとして大いに注目されるものである。

以上のような状況を踏まえ、1990年にアクションプラン「2000年予防保健戦略目標」が制定された後、中国の学校給食では、政府が児童生徒の健康状態を一層重視するようになり、1990年代から国務院「九十年代中国食物構造改革と発展綱要（九十年代中国食物结构改革与发展纲要）」（1993）、農業部・衛生部・国家教育委員会・中国轻工総会「国家大豆行動計画（大豆行动计划）」（1996）、衛生部「学校食堂の衛生監督規則（学生集体用餐卫生监督办法）」（1996）、国務院「中国栄養改善行動計画（中国营养改善行动计划）」（1997）、衛生部「学校給食加工業者の衛生規則と標準（学生营养餐生产企业卫生规范）」（1999）等が相次いで出され、児童生徒の栄養状況の改善や学校給食の導入を本格的に視野に入れた姿勢が鮮明に打ち出されてきたのであった。

本章で扱った1990年代は、「アルマ・アタ宣言」における「2000年までにすべての人に健康を」の目標実現のため、中国学校給食制度の成立へ向けた環境整備期ととらえることができ、この時期においてようやく学校給食制度の本格的実施に向けた環境がほぼ整った

と言えよう。

第三章 都市部における学校給食の法制と実態

－2001年「学校給食推進に関する指導意見」とその運用－

第一節 都市部における学校給食に関する法制

以上の流れを踏まえ、国家経済貿易委員会、教育部及び衛生部によって、2001年に示された「学校給食の推進に関する指導意見」（「关于推广学生营养餐的指导意见」、以下「指導意見」）は、都市部を中心とした学校給食の本格的な普及に国として取り組むことを明文化したものである。この「指導意見」の発令をもって都市部において、学校給食制度が成立したのである。主な内容としては、次の5点を挙げることができる。

- ① 学校給食の推進を政府の計画に盛り込み、国による教育事業の一部として位置付ける。
- ② それぞれ地域の事情に応じた学校給食の発展アプローチとやり方を探索する。
- ③ 品質を最優先とする原則に基づき、食品・食材加工業者の認定と管理を行う。
- ④ 衛生管理を厳格にし、食品の安全を保障する。
- ⑤ 「科教興国」（科学技術と教育による国家振興）方針を貫徹するため、経営管理、人材の育成、組織の研究、情報サービスなどの役割を専門家に委ねる。

この「指導意見」は、学校給食を児童の栄養状況や健康状況の改善といった側面からだけでなく、「国家による教育事業」として明確に位置づけている点が特に注目される。すなわち、これは、国家が学校給食の教育的な意義を正当に認識し始めたことを意味する。加えて、学校給食が食品加工業の健全な発展にも寄与するものであると捉えることや、学校給食を担う専門家の配置を求めること等を明記された。ただし、同「指導意見」にみる学校給食は、「科教興国」の一環とされ、「国家による教育事業の一部」として規定されているにもかかわらず、その運営に必要な諸経費は国によって負担されず、地方の各都市が独自に負担することが求められている。そのため、学校給食の実施地域については、財政能力の高い大都市でしか実施できないという課題が残されたままであった。換言すれば、中小都市をはじめ、経済発展の遅れた農村部での学校給食の実施については、この段階では事実上困難な状況であったのである。

第二節 都市部地方政府による学校給食制度の運用実態－事例調査による分析を通して－

本節では、中国の都市部における学校給食の運用実態を明らかにするため、①中央政府や地方政府（南昌市）における学校給食の実施者へのインタビュー調査の分析、②2015年9月に筆者が行った、全国で最も規模が大きく、質の良い食事が提供されている北京市と、江西省の省都である南昌市の当該市教育委員会の学校給食担当者へのインタビュー調査の分析、③北京市内で経済力を有する地区にある小中一貫校や、相対的に経済力を有さない地区にある小中一貫校、さらには南昌市の中心部にある小学校の学校給食の実施現状を訪問調査により入手したデータに基づき分析した。

まず、大都市である北京市では、中央政府の指示に従って、市政府は全力で学校給食を
発展させ、豊かな財政状況のもと、栄養や教育の両側面から力を入れている。しかし、北
京市では、市の財政により学校給食の発展を確保するために食堂は建設するものの、実際
の学校給食の運営や施設管理などの経費は各学校が負担している現状にある。そのために、
北京市の学校は材料費、施設設備費、水道電気代、人件費などの費用をすべて給食費に計
上しており、保護者が高い給食費を負担しなければならない。大都市である北京市では、
我が子によりよい食事を確保するためとの思いからか、給食費が高くても保護者からの直
接的な不満は表出していないが、「公教育事業」としての学校給食実施の視点からは相応し
いと言えないだろう。市からの財政的支援によるより一層の積極的な関与が必要である。

また、地方都市である南昌市では、学校給食の実施は大都市の北京市ほど発展していな
いが、実施可能な範囲内でさまざまな取り組みが行われている。しかし、学校給食の運営
については、国からも地方政府からも財政的な援助を受けていない状況にある。したがっ
て、南昌市では、給食を「公教育事業」として発展させるといった高次の認識はなく、ま
ず事故を起こさないように、「安全安心」な給食を提供するといった最小レベルにとどまっ
ている。こうしたことから、南昌市の学校給食は、教育や栄養よりも衛生面が最重視され、
「安全安心」な給食を提供してはいるものの、結果的に栄養のバランスに問題が生じる状
況を引き起こしている。それゆえ、同市は学校給食の食安全問題のみの重視から給食の栄
養や教育的意義にも配慮する必要があるだろう。

さらに、北京市でも南昌市でも、学校給食の管理・指導に関しては、学校給食専門家
である栄養士はほぼ配置されていない。前述した北京市内で経済力を有する地区にある小中
一貫校のみ栄養士を配置してはいるものの、栄養に関する理論的な知識しか有しておらず、
実際の調理経験がない。このような栄養士によって立てられた給食の献立は、実際に料理
人が作れない場合も生じ得る。つまり、学校給食の栄養士の実践的能力も向上させなけ
ればならない。その一方、北京市の相対的に経済力を有さない地区にある小中一貫校も地方
都市の南昌市の小学校も、学校給食を管理・指導する専門家が配置されていないため、学
校側は「指導意見」で記された「国家による教育事業」として積極的に取り組んでいたと
しても、求める効果を十分に得られない可能性が高く、表面的な活動に留まっている現状
がみられた。中国の学校給食の理念である「健康権」を保障するため、大都市でも地方都
市部でもよりよい給食の環境を整え、栄養も教育も実現する給食を提供できるよう努力し
なければならない。中国都市部の学校給食の発展に対して、この点は極めて重要な現実的
課題であると言える。

第四章 農村部における学校給食の法制と実態

－2011年「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画」とその運用－

第一節 農村部における学校給食に関する法制

都市部を中心とする学校給食法令である「指導意見」を制定した10年後の2011年、国

務院は、ようやく「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画」（「关于实施农村义务教育学生营养改善计划的意见」、以下「栄養計画」）を制定し、年間総額 160 億元（約 2400 億円）の栄養補助費を、中西部 22 の省の 699 県における児童生徒約 2600 万人を対象として投入することとした。この「栄養計画」の発令によって、ようやく農村部においても学校給食制度が確立されたのである。同「栄養計画」の内容は、以下の通りである。

- ① 国家試行区の設定：2012 年秋学期（新学年度）から、国の集中特殊困難地区に指定されている農村において、義務教育段階の児童生徒の栄養改善計画を実施する。国は試行区内の農村部の児童生徒に対し、毎日 1 人につき 3 元（児童生徒の一年間の在校日数が 200 日間を計算して、年間 1 人あたり 600 元となる。）を支給する。
- ② 地方試行区設定の支援：国は国家試行地域以外の各地貧困地区、少数民族居住区、辺境地区、旧解放区などを対象に地方試行を展開する。中央政府は地方試行区で順調に「栄養計画」が展開されているところや、一定の効果を上げている地方政府には奨励補助金を支給する。（例えば、中央財政部は、各地方政府の財政投入状況とその効果に応じ、中央 5：地方 5 の割合で奨励補助金を支給する方針である。）
- ③ 食事環境の改善：農村地域の義務教育段階の学校改修計画の中に、食堂建設のための資金を含め、学校給食提供のための施設・設備を整える。また、中西部地区の農村の学校、とりわけ国家試行区内の義務教育段階の学校へ優先的に食事環境改善に対する補助を行う。
- ④ 社会団体の協力の要請：共青团（中国共産主義青年団の略称）や婦連（中華婦女連合会の略称）等の人民団体、都市の住民委員会、農村の村民委員会等の基層団体、及び企業や慈善団体等が、地方政府の統一的計画の下、積極的に農村義務教育学生栄養改善プログラムへ参加することを奨励して、食事環境の改善、運営方式の革新、社会の監督等の各方面で積極的な機能を発揮することを求める。
- ⑤ 経済状況が困難な寄宿児童生徒に対する生活補助金の改善：2011 年 9 月から家庭の経済状況が困難な寄宿児童生徒に対する生活補助金を 1 日 1 元（約 15 円）上乘せし、小学生に 1 日 4 元を、中学生に 1 日 5 元を支給する。中央政府はそのうち 50%の資金を負担する。

これらの内容以外にも、同「栄養計画」では、健康教育の強化、資金の管理、食品の安全の保障、衛生状況の改善等もあわせて規定されている。これらの規定内容からも明らかのように、同「栄養計画」は、都市部と農村部の間にみられる児童生徒の栄養状況の格差を是正し、義務教育の均衡的な発展を推進する観点から実施されている中央政府主導の総合プロジェクトである。しかし、今回の「栄養計画」にしても、その実施と監視の具体的な責任を負うのはやはり地方政府であり、多くの県は、国から支給される児童生徒 1 人当たり 1 日 3 元の補助金を食堂の建設や物流コスト、さらには人件費などにも支出しており、子どもに届く実際の金額は支給の 3 元より少なく、学校給食の質は十分保障されず、定められた摂取基準を満たせていないといった実態が新聞等においても報道されている。

第二節 農村部地方政府による学校給食制度の運用実態—事例調査による分析を通して—

本節では、中国農村部における学校給食の現状や問題点を把握し、その改善・充実に資するため、①2014年、2015年に中国政府が北京で開催した「学校給食交流会」において収集した最新資料の分析、②学校給食推進に携わる中央政府や地方政府（江西省・遼寧省）の関係者へのインタビューの分析、③政府機関によって発行された学校給食の実施に関する内部資料の分析、④中央政府から学校給食の援助を受けている樂安県（江西省）の公立小学校2校および公立中学校2校と、中央政府から学校給食の援助を受けておらず地方政府が独自に学校給食を実施している西豊県（遼寧省）の公立中学校1校を対象とした現地調査の分析を行った。それによると、おおよそ次のような点が指摘できる。

第一に、学校給食の国試行区である江西省の実態調査の分析からは、まず、中国政府は学校給食の実施に関しては、具体的な学校給食メニューの基準、学校給食の実施方式、提供時間、学校給食国試行区の当該地方政府への役割区分などは明確に規定しておらず、すべて地方政府の実情に応じて適宜実施するよう委託している。このことは、地方政府が自らの実情により、独自の判断で給食を実施し、中央政府が期待した給食の姿とは異なり、自分なりの方法で学校給食を維持することを認めることを意味している。また、近年は中央政府から国試行区への学校給食補助金や食堂建設・改修など様々な財政的な援助は、実際の学校給食実施経費を十分満たしていない。すなわち、国からの農村部に対する学校給食の実施経費の予算が絶対的に不足しているのである。それゆえ、学校給食の実施現場である各学校は、給食の基準、食堂の施設設備の水準、給食の管理職員の採用などをはじめ、多数の財政的な問題に直面している。さらに、国から推進された新しい事業である農村部の学校給食事業は、財政状況が極めて厳しく、教職員も不足している農村部貧困地区学校の日常の学校教育活動に結果として負の影響を及ぼしている状況もあり、学校給食を学校教育活動の一環として十分に行うことができるように措置することは焦眉の課題と言えるだろう。

第二に、学校給食の地方試行区である遼寧省の実態調査の分析から、まず、国試行区を設定されていない地方政府の遼寧省が独自で学校給食の運営に関する諸事項や経費をすべて負担することは現実的には不可能であることが判明した。そのため、同省は省内の市や県、さらに保護者と協力して共同で経費負担することになっていた。

中央政府は、学校給食の国試行区に指定されず、相対的に経済発展している地方政府に対して、独自に学校給食の地方試行区を設定することを提唱しているが、具体の実施基準や実施方法などが提示されていないため、地方政府が独自に実施する農村部の給食の形は極めて多様な状況にある。また、中央政府は学校給食の地方試行区を設定した地方政府への援助について、「地方試行区で順調に『栄養計画』が展開されている地区や、一定の効果を上げている地方政府には奨励補助金を支給」と規定はしているものの、援助の基準や金額などについては具体的に規定していない。結果的に、同省は、学校給食を実施してからわずか2年間ですべての児童生徒に学校食堂で給食を提供することに成功してはいる

ものの、国からの明確な財政的援助はないようである。中央政府は独自に学校給食を実施する地方政府に対して、明確な援助や実施指導が十分にできていない実態が指摘できよう。

第三に、このように、2011年に農村部学校給食法令である「栄養計画」を制定してから約4年を経た今日、中国政府は農村部に学校給食を強く推進する一方、財政的課題をはじめ、各地の学校給食実施状況に対して、実施基準、実施方法、食堂の建設、関係職員の配置・管理など様々な課題の解決を漸次努力することが強く望まれる。しかしながら、中国農村部学校給食の直面する最大課題は、学校給食を展開する国試行区ですら未だにすべての児童生徒に給食を提供し得ていないことである。

終章 現代中国における学校給食制度の特質と意義と課題

以上の考察から、今日の中国における学校給食制度の特質と意義と課題として、次のような諸点が指摘できる。

1 特質及び意義

まず、中国の学校給食制度が、国内外の背景的状况を受け、単に栄養の改善に止まらず幅広く国民の「健康権」保障を通して健康格差の是正を図る制度として創設されている点である。WHO加盟国となった中国の学校給食制度は、健康権を保障しようとする国際的な背景のもと、国民の健康権、特に国の将来を支える子供たちの健康権を保障するため、国際宣言である「アルマ・アタ宣言」に示されるプライマリ・ヘルス・ケアの基本的理念に基づいて実施されたものであった。もちろん、現実には、都市部と農村部の間にみられる経済的な格差に起因して、未だに国民全体の健康が十分達成できていない状況にはあるが、中国の学校給食制度は、このような地域間や国民間に存在する問題状況の改善に有効な方法の一つであり、同制度が遍く全ての国民の「健康権」保障を通して健康格差の縮小を図ろうとしている点は、まさに同国学校給食制度の最大の特質であり意義であろう。

また、中国の学校給食制度は、教育事業の一環として中央政府により明確に位置づけられたものであり、特に経済的發展に遅れが見られる農村部では「教育を受ける権利」を保障するものとして学校給食の実施が強く目指されている。この点も同制度の特質及び意義として注目されなければならない。加えて、同制度が円滑に実施されるように、教育、衛生、栄養、経済等の複数政府関係機関の連携協力の下、同制度は実施・展開されているが、教育事業としての自覚・認識を迫りながら、中央政府・地方政府関係機関相互の連携協力体制を実現させた点も同制度の特質であり意義の一つである。

次に、中国の学校給食制度は、まず都市部における同制度の実施から始まり、その後農村部における実施へと「二元的かつ時間差的手法」で展開されてきた。具体には、経済發展を遂げた都市部に対しては、国が「指導意見」を出して学校給食の実施を独自に求める一方で、経済發展の遅れた農村部に対しては、国が「栄養計画」を発令し国試行区の義務教育段階の児童生徒を対象に学校給食費を重点投入している。中国学校給食制度の究極

的な目標は、全国遍く平等な条件が確保され、全ての児童生徒に十分な学校給食が提供されることであろうが、実際にはこのような二元的かつ時間差的な手法を用いて同制度の普及を図ろうとしている点も同国学校給食制度の大きな特質の一つであり、現実的な手法であろう。あわせて、経済格差の著しい農村部に対する中央政府からの資金援助が近年拡大傾向にある点も、中国政府が格差問題解消に向けて本格的に取り組もうとしている姿勢の現れとして一定評価することができよう。

さらに、中国の学校給食制度では、本格実施の前に特定の「試行区」を定め、事業の妥当性を検討する実証実験が行われた上で、全国への展開を図ろうとする「戦略性」が見て取れる。中国政府は、学校給食を全国に普及させるべく、まず都市部で実施環境がある程度整えられた試行区から漸次給食の実施を推進させ、その後都市部全域に学校給食を普及させる手法を採用した。同様に、農村部でも、学校給食の実施がより困難である最貧困地区 699 県の農村地域を政府主導の試行区として指定し先導的に学校給食を実施させ、最終的に農村部全域に学校給食を普及させようとしている。このような試行区による実験的な取り組みを通して制度普及を図ろうとしている点も同制度の大きな特質の一つであり、学校給食事業の現実的な戦略として評価に値しよう。

加えて、中国の学校給食制度の胎動期に、著名な栄養学者であった「于若木」は国民の栄養状況に社会的な関心を向けることの重要性を訴えるとともに、中国政府の関係部門へ児童生徒の栄養改善に関する宣伝・活動を呼びかけ、国家的関与の必要性を強く主張した。同人のこの働きがその後の学校給食制度の発展に大きな役割を果たしていった点は重要であり、その貢献も中国学校給食制度の展開上、看過し難い特質の一つである。

そして最後に、中国の学校給食制度は、子供の健康権保障を一義的な目的とするものの、同時に「科教興国」政策の一環として国家的発展への貢献が強く意識された側面を内在している点があげられる。すなわち、同制度には、単に個人の健康追求といったレベルに止まらず、中国国家全体の強化・振興、すなわち国益増強とも言うべき究極的な目標達成を目指す政府の強い期待も表裏一体的に企図されており、この点も同国学校給食制度の特質の一つとして指摘しておきたい。

2 課題

以上のような特質や意義がある一方で、以下に挙げるような、看過できない課題も依然として存在する。

まず、前述したように、同制度の特質や意義として、学校給食は明確に教育事業として中国政府から位置づけられているものの、実際の現地調査により、現実には多くの学校給食の実施地域、特に経済の発展が遅れた農村部地域では、未だに栄養的な側面にのみ限定されたレベルに止まり、その教育的な側面が十分に認識されていない状況にある。この点は極めて大きな問題であり、早急に解決されるべき課題である。

次に、前述の通り、中国の学校給食制度は都市部と農村部とでそれぞれ別個の施策とし

て実施されており、都市部の場合、学校給食の運営に必要な諸経費は各都市が独自に負担する事になっている。そのため、経済力がある大都市と、相対的に経済力がない地方都市の学校給食実施状況には大きな落差が生じている。加えて、同じ都市であっても、市街地区と郊外地区、さらには学校間の経済力の差によって学校給食の実施状況が異なっている。また、農村部の場合、特に経済発展の遅れた貧困地区への重点的な国家予算の投入によって学校給食制度の普及が図られているものの、制度実施の責任主体は依然として地方政府のため、学校給食の材料費は国が負担してもそれ以外の学校給食の運営に必要な施設設備費、光熱費等の経費は、主に地方政府が負担することになっている。そのため、経済的に恵まれない地方政府は、学校給食のメニュー、食事環境、実施方式、給食の提供時間などを当該地方の状況に合わせて変えざるを得ず、中央政府が期待した学校給食の姿とはほど遠い。このように、独自に学校給食を実施している都市部や、国からの援助を受けて学校給食を実施している農村部における経済発展の遅れた貧困地区の子供たちに、経済力がある大都市の子供たちと同等の給食の提供が実現できていない点も大きな課題であろう。

これらの課題を生起させている原因の一つとして、同制度を規定する国の法令が法論理上拘束性を有しているにもかかわらず、中央政府がその実施不履行の状況を黙認し、法令違反として厳しく罰しないという認識の低さも課題の一つとして指摘されなければならない。

そして、同制度最大の課題は、やはり中央政府による国家予算の十分な投入とその適切な管理がなされていない点である。中国の学校給食制度が「アルマ・アタ宣言」の理念を継承し、遍く国民の健康権保障を目指した「基本的人権保障制度」の一つであるとするならば、中央政府は必然的に中国全地域の国民、特に児童生徒に対してその権利を保障する直接的な責務を有している。現在の中国では、①都市部の中でも経済力を有しておらず、学校給食を実施していない都市部の子供たちや、②国から学校給食関連の財政援助を受けている農村部の貧困地区であっても、交通不便等の理由から僻地に所在している学校の子供、さらには③農村部の中で国から学校給食関連の財政援助を受けていない地区の子供たちは、未だに学校給食を提供されていない現状にある。これらの子供を含み国内すべて子供たちの健康権を保障するために必要とされる十分な国家予算の確保とその適切な執行管理がまずは求められなければならない。

IV 主要参考文献

【主要中国語文献】

〔著書・学術論文・学位論文・資料等〕

- 1 中华人民共和国国家统计局『中国统计年鉴』中国统计出版社、2011-2014年版。
- 2 邓书读「我国部分县将协作试验“护苗系统工程”」『中国学校卫生』、1990年第11卷第6期、2頁。
- 3 张勘「中国2000年预防保健战略目标制订」『医学研究通讯』、1990年8月、1-4頁。
- 4 高影君「中国学生营养促进会邀请部分专家座谈学生营养“护苗系统工程”方案」『中国学校卫生』、1991年第12卷第1期、1頁。
- 5 王文英・吕姿之・张国栋・季成叶・白呼群・林建中・张庆煌「中国2000年预防保健战略目标的制订—儿童少年卫生专题」『中国公共卫生管理』、1992年第8卷第2期、70-72頁。
- 6 刘力成「对学生营养餐的展望」『庆祝北京食品学会成立十五周年论文集』、1994年7月19日、167-170頁。
- 7 于若木「营养—关系人民体质的大事」『中国学校卫生』、1999年2月第20卷第1期、1-3頁。
- 8 杨春明「学生营养餐—一项伟大的事业」『中国食物与营养』、2000年第6期、36-37頁。
- 9 苏志「公民的健康权及其保障」『中国卫生法制』、2002年第1期、23-25頁。
- 10 杨铭铎・华庆「中国学生营养餐现状分析及对未来发展的思考」『食品与发酵工业』第05期、2004年、106-110頁。
- 11 付俊杰・翟凤英「学生营养餐现状与发展趋势」『国外医学（卫生分册）』第32卷、第2期、2005年、91-95頁。
- 12 蒋建平「国内外学生营养餐推广的回顾与展望」『中国营养产业发展报告(2006)』、2006年8月28日、336-344頁。
- 13 上海学生营养工作立法前期准备课题组「国内外学生营养工作立法情况综述」『教育发展研究』、2007年、49-55頁。
- 14 曹艳林「公民健康权利法律保障初探」『中国卫生法制』、2008年1月、第16卷第1期、4-6頁。
- 15 马冠生・胡小琪「科学、充分、合理：学生营养干预力度不断加大」『中国学校体育30年(1979-2009)』第三部分、2010年2月、32頁。
- 16 段念「我が国の国民の健康権とその保障（论我国公民的健康权及其保障）」修士論文、中南民族大学、2010年。
- 17 张志恒・安尼瓦尔・乌斯曼・李晋・向天江「日本营养餐与饮用奶情况考察报告」『中国奶牛』、2012年、106-110頁。
- 18 中国疾病予防抑制センター栄養・食品安全所 農村義務教育段階にある児童生徒の栄養

- 改善計画の領導小組辦公室『農村部における児童生徒の食事・栄養指導の手引き（農村学生膳食栄養指導手冊）』、中国人口出版社、2012年6月、1-4頁。
- 19 廖曦「我が国における義務教育段階の学校給食問題に関する研究（我国农村义务教育学生营养餐问题研究）」修士論文、華中師範大学、2013年。
 - 20 聂碧芳「试论对加强农村学生“营养餐”安全监管的若干思考」『中国科教创新导刊』、2013年、99-101頁。
 - 21 任燕「現在の農村児童生徒学校給食実施方式に関する研究（当前农村学生营养餐供餐模式研究）」修士論文、華中師範大学、2014年。
 - 22 彭珩・代娜「浅谈我国中小学生营养餐现状」『食品与生物』第8期、2014年、29-30頁。
 - 23 中国疾病予防抑制センター栄養・食品安全所「農村義務教育段階にある児童生徒の栄養改善計画による児童生徒の栄養・健康状況の監査システムの手引き 2014（农村义务教育学生营养改善计划学生营养健康状况监测评估工作手册 2014）」、2014年。
 - 24 同上。
 - 25 中国学生栄養促進会「児童生徒保護プログラム（护苗系统工程）」1990年。

〔新聞・ホームページ〕

- 1 蒋建平「学生营养餐 强国之路（下篇）—国外学生营养餐现状与经验」『中国教育报』、2004年6月29日。
- 2 董文勇「健康权的标准及其实现」『中国社会科学院院报』、2004年6月3日。
- 3 于若木・胡承康「做好做大引领国人素质的事业—我国学生营养餐20年历程回顾」『中国教育报』、2005年7月10日。
- 4 于若木「积极推广学生营养午餐」『中国教育报』、2005年7月10日第4版。
- 5 余玮・吴志菲「于若木：晚晴之美」『光明日报』、2006年3月7日。
- 6 高毅哲「欢迎社会团体参与食堂人员工资纳入财政 全国学生营养办部署营养改善计划工作」『中国教育报』第3版、2014年。
- 7 39健康網「児童生徒保護プログラム（护苗系统工程）」
<http://www.39.net/healthy/ztl/xsyysr/xsyysgc/102175.html> (2016年10月23日アクセス)。
- 8 中国学生栄養と健康促進会ホームページ「促進会紹介・背景（促进会简介・背景）」
http://www.casnhp.org.cn/?page_id=82 (2016年9月11日アクセス)。
- 9 中国学生栄養と健康促進会ホームページ「促進会規約（促进会章程）」
<http://www.casnhp.org.cn/?p=519> (2016年9月11日アクセス)。
- 10 新華網「于若木没後1年記念 専門家らは早急に栄養に関する法令を制定しなければならない（纪念于若木逝世周年 专家建议尽快出台『营养法』）」
http://news.xinhuanet.com/politics/2007-03/01/content_5787588.htm. 2007年3月1日 (2016年9月12日アクセス)。
- 11 中華人民共和國外交部（外務省）ホームページ「世界衛生組織（世界卫生组织）」
http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/gjhdq_603914/gjhdqzz_609676/lhg_609678/t311039

- .shtml(2016年9月22日アクセス)。
- 12 浙江衛生「実施“健康中國 2020”－陳竺部長在浙江省愛國衛生暨衛生強市強縣建設工作會議上的專題報告－」
http://www.zjwst.gov.cn/art/2008/1/23/art_174_25235.html. 2008年1月23日(2016年10月12日アクセス)。
 - 13 中國搜狐「農村部の児童寄宿生が激増 栄養に対する政府の関与を期待する(農村寄宿学童激増 营养有待政府干预)」
<http://stock.sohu.com/20110228/n279561003.shtml>. 2011年2月28日(2016年10月12日アクセス)
 - 14 中國新聞ホームページ「全国の学校給食係一部の地方政府は学校給食事業の実施を重視していない(全国学生营养办:部分地方政府未重视营养餐工作)」
<http://big5.china.com/gate/big5/news.china.com/domestic/945/20120911/17422289.html>. 2012年9月11日(2016年10月12日アクセス)。
 - 15 中華人民共和國中央人民政府ホームページ「2012年5月江西省17県の児童生徒は学校給食を食べる(2012年5月江西17个试点县农村学生将吃上营养餐)」
http://www.gov.cn/gzdt/2012-05/17/content_2139355.htm(2016年10月21日アクセス)。
 - 16 江西省財務省ホームページ「江西省は約百万人の児童生徒に学校給食を提供する(江西近百万农村学生享受免费膳食营养餐)」
http://www.jxf.gov.cn/JxfShowViews_pid_2c90970339e286220139e3c48fd3002d.shtml
(2016年10月21日アクセス)。
 - 17 中國江西省ホームページ「江西省17県の児童生徒に学校給食を提供する(江西省17试点县学生享营养餐)」
<http://www.jxcn.cn/525/2012-5-16/30079@1095193.htm>(2016年10月21日アクセス)。
 - 18 江西省人民政府ホームページ「江西省人民政府90万人の農村の児童生徒に給食を提供できた(90万农村学生吃上免费营养餐)」
http://www.jiangxi.gov.cn/xzx/jxyw/zwx/201504/t20150420_1142292.html (2016年10月21日アクセス)。
 - 19 中國國家食品藥品監督管理總局ホームページ「遼寧省は農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画を設定する(辽宁省开展农村义务教育学生营养餐改善计划试点工作)」
<http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0005/81907.html> (2016年11月3日アクセス)。
 - 20 中國日報「学生栄養改善計画－児童生徒の食事には節約しない(学生营养改善计划:绝不从学生嘴里省钱)」
http://www.chinadaily.com.cn/hqcj/xfly/2014-08-18/content_12214531.html (2016年11月5日アクセス)。
 - 21 中華人民共和國教育部ホームページ「2014年遼寧省農村義務教育改善計画報告書(辽宁省农村义务教育学生营养改善计划2014年工作总结)」
http://www.moe.edu.cn/jyb_xwfb/xw_zt/moe_357/s6211/s6329/s6466/201504/t20150420_187344.html (2016年11月8日アクセス)。
 - 22 中國區域社會經濟網「西豊県－すべての子どもに給食を食べさせる(西丰:让孩子们全能吃上营养餐)」

- <http://www.xyshjj.cn/bz/xyjj/qb/201408/72127.html> (2016年11月9日アクセス)。
- 23 中華人民共和国農村部ホームページ「農村義務教育栄養改善計画によって遼寧(省)の5万人の児童生徒に給食が提供されるようになった(辽宁5万学生受益于农村义务教育营养改善计划)」
- http://www.moa.gov.cn/fwllm/qgxxlb/ln/201503/t20150305_4426323.htm (2016年10月5日アクセス)。
- 24 中国の政府ホームページ「遼寧省の学校給食地方試行区は5万人以上の児童生徒を対象とする(辽宁省营养餐改善试点惠及5万多中小學生)」
- http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/17/content_2805667.htm (2016年10月5日アクセス)。
- 25 光明網「西豊県と彰武県において毎日1人あたり3元の学校給食補助金が給付される(每人每天补助3元钱 两县中小學生有营养餐)」
- http://news.gmw.cn/newspaper/2013-07/03/content_1703913.htm (2016年10月5日アクセス)。
- 26 中国中學生連盟網「遼寧(省)の西豊(県)で2万以上の児童生徒に学校給食が提供された(辽宁西丰2万多中小學生吃上营养餐)」
- <http://www.cando100.com/news/20140514/81804.html> (2016年10月5日アクセス)。
- 27 中国教育新聞網「遼寧(省)西豊(県)の学校給食には科学的根拠に基づく給食の献立があった(辽宁西丰农村义务教育學生营养餐有了科学食谱)」
- http://www.jyb.cn/basc/xw/201401/t20140102_565449.html (2016年10月5日アクセス)。
- 28 西豊県人民政府ホームページ「西豊県で2万以上の児童生徒が学校給食を食べられるようになった(西丰县2万多學生受益营养改善计划)」
- http://www.lntlxf.gov.cn/yingchang_4862_1/ (2016年10月5日アクセス)。
- 29 中華人民共和国教育部ホームページ「全国学校給食係 義務教育段階の児童生徒栄養改善計画の実施状況に関する通知(全国學生营养办关于农村义务教育學生营养改善计划进展情况的通报)」
- <http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s6336/201310/158493.html> (2016年10月10日アクセス)

〔関係法令〕

- 1 「中華人民共和国憲法(中华人民共和国宪法)」1954年版、1975年版、1978年版、1982年版、1988年版、1993年版、1999年版、2004年版。
- 2 「中華人民共和国民法通則(中華人民共和国民法通則)」1986年。
- 3 「中華人民共和国義務教育法(中华人民共和国义务教育法)」1986年版、2006年版、2015年版。
- 4 「九十年代中国食物構造改革と発展綱要(九十年代中国食物结构改革与发展纲要)」、國務院第220回総理事務會議、1993年。
- 5 「国家大豆行動計画(国家大豆行动计划)」、農業部・衛生部・国家教育委員会・中

- 国軽工総会、1996年。
- 6 「学校食堂の衛生監督規則（学生集体用餐卫生监督办法）」、衛生部、1996年。
 - 7 「中国栄養改善行動計画（中国营养改善行动计划）」、国務院、1997年。
 - 8 「学校給食加工業者の衛生規則と標準（学生营养餐生产企业卫生规范）」、衛生部、1999年。
 - 9 「学校給食推進に関する指導意見（关于推进学生营养餐的指导意见）」、国家經貿委・教育部・衛生部、2001年。
 - 10 「農村教育対策を一層強化することに関する決定（关于进一步加强农村教育工作的决定）」、国務院、2003年。
 - 11 「中共中央社会主義市場經濟体制に関する若干の問題を完善する決定（中共中央关于完善社会主义市场经济体制若干问题的决定）」、中国共産党の第十六期中央委員会、2003年。
 - 12 「国家中長期教育改革・發展計画綱要（2010-2020年）（国家中长期教育改革和发展规划纲要（2010-2020年））」、国務院常務會議、2010年。
 - 13 「義務教育段階の児童生徒栄養改善計画（实施农村义务教育学生营养改善计划的意见）」、国務院、2011年。
 - 14 「農村義務教育の学生の栄養改善計画実施細則（农村义务教育学生营养改善计划实施细则）」教育部と他の関連 15 部門（教育部・中央委員会宣伝部・国家發展和改革委員会・監察部・財政部・農業部・衛生部・審計署・工商行政管理総局・国家質量監督檢驗檢疫総局・国家食品薬品監督管理局・国務院食品安全委員会辦公室・青年団・婦連・全国供銷合作総社）、2012年。

【主要日本語文献】

〔著書・学術論文・資料等〕

- 1 文部科学省『諸外国の教育改革の動向』、1999年-2014年度版。
- 2 文部省『諸外国の教育行政制度』2000年-2012年版。
- 3 篠原清昭『中華人民共和国教育法に関する研究－現代中国の教育改革と法－』、九州大学出版会、2001年。
- 4 国立国会図書館調査及び立法考査局 『諸外国の憲法事情 中国』、2003年12月。
- 5 棟居（椎野）徳子『『健康権（the right to health）』の国際社会における現代的意義－国際人権規約委員会の『一般的意見第14』を参照に－』『社会環境研究』、2005年第10号、61-75頁。
- 6 菊地弘美・坂西裕介「中国における学校給食の現状」『畜産の情報（海外編）』第192号、2005年10月、86-87頁。
- 7 候若虹「『学生栄養食』が育てる健康な子ども」『人民中国』特集、2006年2月、27-31頁。
- 8 伊藤ちぢ代「国際機構の諸文書における『健康権』概念について－健康権の考察のため

- の予備的分析—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』、2006年、第7号、469-479頁。
- 9 張忠任「中国における地方行政改革と地方自治の進展と意義」『北東アジア研究』13号、2007年3月、1-16頁。
 - 10 乾陽子「魯北モンゴル族実験小学校における学校給食の実態」『鈴鹿短期大学紀要』、2007年、139-146頁。
 - 11 中村安秀「母親と子どもの健康は自分たちで守る—コミュニティの声に耳を傾ける」『研究会報告』Vol.No1、2011年、36-43頁。
 - 12 高瀬淳・住岡敏弘「『健康権』を保障する看護・福祉教育制度の意義と課題」『現代教育制度改革への提言 下巻』、2013年11月5日、198-213頁。
 - 13 初宿正典 辻村みよこ『新解説世界憲法集』、三省堂、2014年。
 - 14 仲田陽一『知られざる中国の教育改革—超格差社会の子ども・学校の実像』、かもがわ出版、2014年。

[ホームページ]

- 1 国際連合広報センター (United Nations Information Centre) ホームページ「人権文書」
<http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/> (2016年9月10日アクセス)。
- 2 外務省ホームページ「世界保健機関憲章 全文訳文」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000026609.pdf>. (2016年9月22日アクセス)。
- 3 外務省ホームページ「世界人権宣言全文 (和文、英文)」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/> (2016年9月22日アクセス)。
- 4 神戸大学ホームページ「国際人権規約【自由権規約】(抄)」
<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/human-rights/international-covenant-B.html> (2016年9月22日アクセス)。
- 5 神戸大学ホームページ「国際人権規約【社会権規約】(抄)」
<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/human-rights/international-covenant-A.html> (2016年9月22日アクセス)。
- 6 人民網日本語版「2014年の中国CPI、2.0%上昇5年ぶりの低水準に」
<http://j.people.com.cn/n/2015/0111/c94476-8834450.html> (2016年6月6日アクセス)。
- 7 外務省ホームページ 世界保健機関 (WHO) (概要)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/who/who.html> (2016年10月20日アクセス)。
- 8 独立行政法人 国際協力機構 (JICA ナレッジサイト) ホームページ「Declaration of Alma-Ata アルマ・アタ宣言」
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0201.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/11a8eae10f9f8af849256ddc000a1213?OpenDocument>. (2016年10月21日アクセス)。

- 9 日本貿易振興機構（JETRO）北京センター「北京市概況と投資環境」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/kahoku/pdf/overview_beijing_201006.pdf#search='%E5%8C%97%E4%BA%AC%E5%B8%82%E3%81%AE%E8%A1%8C%E6%94%BF%E5%8C%BA' 2010年（2016年9月6日アクセス）。